

## 美しい秋の「紅葉」

「紅葉」といえば京都ですが、近畿地方では平年よりも早く紅葉の見ごろを迎えるところもあるそうです。「紅葉の見ごろ」は、カエデの木の大部分の葉の色が赤色になった状態を基準とし、気温が低いと早まり、高いと遅くなります。9月から11月の気温は、前半は平年よりも高めですが、その後は平年並に近づくと思われ、紅葉の見ごろは全国的には平年並み、近畿地方の京都、神戸、奈良、和歌山の各都市では、平年よりも早く迎えると予想されています。

福島県内の紅葉を見頃順に一覧表にまとめてみました。

見頃	紅葉スポット	お奨め理由他
10月上旬	磐梯吾妻スカイライン	作家井上靖お奨め 人気 1
10月中旬	裏磐梯高原	五色沼、檜原湖 できれば平日に
10月下旬	会津鶴ヶ城	茶室で一服 ライトアップあり
10月下旬	雪割橋 (西郷村)	高さ 50mからの絶壁と 絶景
10月下旬	南湖公園	日本最古の公園 白河ラーメンの名店も
11月上旬	摺上川ダム	周辺レジャー施設が充実
11月中旬	夏井川溪谷	淵、滝、溪谷と紅葉

ところで、「カエデ」と「モミジ」、この違いをご存知でしょうか。「もみじ」は本来、「特定の樹木の名称」を表す言葉ではなく、「葉が色づいた状態」を表し、「モミジ」と呼ばれる有名な樹木はカエデの一種です。ところが、『もみじ』は状態のことを指すのであって名称ではない！」と断言できれば話は早いのですが、モミジ(イロハモミジ、ヤマモミジ、オオモミジなど)という名で親しまれる樹木が存在するのも事実です。ヤマモミジ、オオモミジもそれぞれカエデ科カエデ属の植物で、モミジ科やモミジ属という分類は存在しません。そして、イロハモミジはイロハカエデとも呼ばれます。

ということで、「モミジ」と「カエデ」の違いは、便宜上カエデのことをモミジと呼ぶことはあっても、生物学上で厳密に言うと単に「モミジ」という「種」の植物は存在しない。あるいは、葉が赤や黄色に変わる樹木すべての総称が「モミジ」であって、「カエデ」はその中の代表的な樹木の1つということになります。

ちなみに、「カエデ」の語源は「蛙の手」(蛙手 カエデ カエデ)。「イロハモミジ(イロハカエデ)」は、7つに分かれた葉がイロハニホヘトと数えられることが由来と言われています。そして、このイロハモミジ(イロハカエデ)の紅葉が、他の樹木の紅葉に比べ特別に美しいことから、「モミジ」の代表格として親しまれるようになったようです。

さあ！秋は活動しやすくレジャーにも最適です。紅葉狩りにでも出かけ、気分転換しませんか？

## お 仕 事 備 忘 録

### 1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。今回からマイナンバーを取り扱うこととなりますが、例外として扶養控除等異動申告書(マル扶)のみ記載がなくとも問題がありません。ご不明な点は担当者へご確認ください。

### 2. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

11月は、所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額(注)に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。

11月1日~15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

(注) 予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。



## 来年1月からスタートする、子の看護休暇等の半日取得

平成21年に行われた育児・介護休業法の改正では、子の看護休暇と介護休暇（以下、「子の看護休暇等」という）について日数の拡充が図られましたが、平成29年1月1日からは再度、改正された育児・介護休業法が施行され、子の看護休暇等について、1日単位ではなく半日単位での取得ができるようになります。

### 子の看護休暇とは

子の看護休暇とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、1年に5日まで（子が2人以上の場合は10日まで）、病気・けがをした子の看護や、子に予防接種・健康診断を受けさせるために、休暇が取得できるものです。

一方、介護休暇とは、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者が、1年に5日まで（対象家族が2人以上の場合は10日まで）、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できるものです。なお、子の看護休暇、介護休暇とも無給の休暇としても問題ありません。

### 可能となる半日単位での取得

今回、子の看護休暇等の柔軟な取得を進めるため、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除き、半日単位での取得ができるようになります。

この半日単位とは1日の所定労働時間数を2分の1にしたものをいうため、所定労働時間が8時間の場合には、前半、

後半の4時間の単位で取得となります。

### 労使協定による半日の定め方

半日単位は、前述のとおり、1日の所定労働時間数の2分の1が原則ですが、会社の始業・終業時刻や休憩時刻の関係で、昼の休憩時間を挟んで午前・午後で取得できるようにしたいといったケースもあるでしょう。このような場合には、対象となる労働者の範囲、取得の単位となる時間、休暇1日当たりの時間数の3点を労使協定で締結しておくことで、所定労働時間数の2分の1以外の時間数で、企業の実態に合う形で柔軟に設定することができます。例えば始業時刻が午前9時、休憩時刻が正午から午後1時、終業時刻が午後6時のケースでは、午前を3時間、午後を5時間とすることが可能です。

その他、労使協定を締結することで、業務の性質や業務の実施体制から、半日単位で子の看護休暇等を取得することが困難と認められる業務に従事する従業員については、対象外とすることが認められています。

このように、企業ごとに柔軟に時間数を設定することができるため、どのように制度化すれば、実際、従業員にとって活用しやすいのか検討を始めたいものです。また、今後、育児・介護休業規程や労使協定の整備が必要となります。

## お仕事カレンダー

11月10日(木)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(10月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出
11月30日(水)	9月決算法人の申告・納税、3月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 3月・6月・12月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

### IT情報 メール送信の基本



メールはとても便利ですが、使い方を間違えれば信用をなくしかねないツールでもあります。ここでは、メールを作成・送信する上で気をつけたいことなどをご紹介します。

#### 件名と本文

件名は「簡潔・具体的」がポイントです。本文の内容が分かるような適切な件名をつけましょう。本文は、内容を簡潔に記載すると共に、相手が読みやすい文章を心掛けましょう。文章は適度に改行し、行数が多くなる場合は段落ごとに空行を入れます。なお、1行の文字数は35文字程度を目安にするとよいでしょう。

#### 宛先の指定と署名

**To...**直接メールを送りたい相手を宛先に入れて送ります。該当する人が複数いる場合は、宛先が複数になることもあります。

**Cc...**Carbon Copy の略で、複写の意味を表します。メインの送信先以外に「念のため知っておいて欲しい」という相手を選択し、参考や情報共有のために使います。Ccに入力されたメールアドレスは、

他の受信者にも表示されます。

Bcc...Blind Carbon Copy の略で、用途としてはCcと同じと考えて問題ないでしょう。ただしBccに入力されたメールアドレスは、ToやCc、他のBccでの受信者にも一切表示されません。そのため、お客様宛に伝える内容を上司にも知っておいて欲しい場合などに使います。

署名は、送信者を明らかにして連絡を取りやすくするために、会社名、部署名、氏名、電話・FAX番号、住所、メールアドレス、ホームページアドレスなどを記載するのが一般的です。

#### 安易に転送をしない

メールの安易な転送はやめましょう。その一番の理由は「個人情報流出」の防止です。特に社外の人にメールを転送する場合、本当にそのすべてを知らせてよい相手なのかどうか考えた上で、必要な時、必要な分だけ転送しましょう。

#### 送る前に必ず見直しを

メールを送信する前には、必ず見直しをしましょう。一度送ってしまうと取り消すことはできません。送信前には必ず確認しましょう。